

各務原市発注工事におけるV E方式試行要綱

(平成16年4月30日決裁)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事で、民間の技術開発の進展が著しい分野に属するもの又は施工方法等に関し固有の技術を要するもの（以下「適性工事」という。）について、建設業者にその経費の縮減を可能とする技術上の提案（以下「V E提案」という。）を求め、民間の技術開発の成果を積極的に活用することにより、工事目的物の機能を低下させることなく経費の縮減を図るための手法（以下「V E方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(V E方式の種類)

第2条 本市が試行するV E方式の種類は、入札時V E方式及び契約後V E方式とする。

第2章 入札時V E方式の手続

(対象工事の選定)

第3条 入札時V E方式を適用する工事は、指名競争入札により契約を締結すべき適性工事で、比較的高度又は特殊な技術を要するもののうちから、V E提案により経費の縮減が期待できるものについて、各務原市指名業者審査委員会規程（昭和62年訓令第2号）に規定する委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、市長が選定するものとする。

(V E提案を求める範囲)

第4条 入札時V E方式によるV E提案を求める範囲は、施工方法等であって、従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、経費の縮減が可能となる技術提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合には、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

(V E提案の募集)

第5条 入札時V E方式によるV E提案の募集は、指名通知により行うものとする。この場合における指名通知書及び入札説明書には、別記第1に掲げる事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の入札説明書及び設計図書には、前条の施工方法等に関する標準的な内容（以下「入札標準案」という。）を示すものとする。

(V E提案の提出方法)

第6条 入札時V E方式による入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札時V E方式によるV E提案に基づき施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による施工計画が適正と認められない場合で、本市が示した入札標準案に基づいて施工する意思があるときは、入札標準案に基づく施工計画を併せて

提出することができるものとする。

- 3 入札参加者は、入札標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札標準案に基づく施工計画を提出するものとする。

(VE提案の審査等)

第7条 VE審査会(第17条に規定するVE審査会をいう。以下この条及び第14条において同じ。)は、前条の規定により提出されたVE提案及び入札標準案に基づく施工計画(以下「VE提案等」という。)の審査を行うものとする。

- 2 VE提案に基づく施工計画の審査に当たっては施工の確実性、安全性、入札標準案と比較した経済性等を、また、入札標準案に基づく施工計画の審査に当たっては施工の確実性、安全性等を評価するものとする。ただし、一の入札参加者がVE提案及び入札標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、VE提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、入札標準案に基づく施工計画の審査は行わないものとする。

- 3 VE審査会は、委員会に対し、前2項の審査の結果を報告し、VE提案等の採否について付議するものとする。

(VE提案の採否等)

第8条 VE提案等の採否は、前条第3項の規定により報告された審査の結果を踏まえ、委員会において決定するものとする。

- 2 VE提案等の採否の通知は、書面により行うものとする。この場合において、VE提案を採用しない旨の通知をするときは、その理由を付するものとする。
- 3 VE提案を採用しない旨の通知を受けた者は、市長に対し、その理由に関する説明を求めることができる。

(落札者の決定)

第9条 落札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により決定するものとする。

第3章 契約後VE方式の手続

(対象工事の選定)

第10条 契約後VE方式を適用する工事は、指名競争入札により契約を締結する適性工事で、主として施工段階における現場に即した経費の縮減が可能となるVE提案が期待できるものについて、委員会の議を経て、市長が選定するものとする。

(VE提案を求める範囲)

第11条 契約後VE方式によるVE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案は、原則として、VE提案の範囲に含めないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 各務原市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条に基づき条件変更が確認された後の提案

（指名通知等の記載事項）

第12条 契約後VE方式を適用する工事について、指名通知書及び入札説明書には、別記第2に掲げる事項を記載するものとする。

2 契約後VE方式を適用する工事について契約を締結する場合は、約款に別記第3に掲げる条項を加えるとともに、特記仕様書に別記第4に掲げる事項を記載するものとする。

3 前2項に規定する場合における設計図書には、前条の工事材料、施工方法等に関する標準的な内容（以下「契約標準案」という。）を示すものとする。

（VE提案の提出期間等）

第13条 契約後VE方式によるVE提案の提出期間は、原則として、契約を締結した日から当該VE提案に係る部分の工事に着手しようとする35日前までとし、15日間以上の提案の準備に要する期間が確保されるよう工期の設定において配慮するものとする。

2 提案の回数は、原則として1回とする。ただし、工事の実状に照らし市長が相当と認めた場合は、この限りでない。

（VE提案の審査）

第14条 VE審査会は、前条第1項の規定により提出されたVE提案の審査を行うものとし、当該VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、契約標準案と比較した経済性等を評価するものとする。

（VE提案の採否）

第15条 契約後VE方式によるVE提案の採否は、前条の規定による審査の結果に基づき、VE審査会において決定するものとする。

2 契約後VE方式によるVE提案の採否の通知は、原則として、当該VE提案の提出があった日から14日以内に、書面により行うものとする。この場合において、当該VE提案を採用しない旨の通知をするときは、その理由を付するものとする。

3 前項に規定する期間は、契約の相手方の同意を得て、これを延長することができるものとする。

（設計及び請負代金額の変更）

第16条 契約後VE方式によるVE提案を採用した場合において、必要があるときは、市長は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、市長は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、採用されたVE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

4 VE管理費は、契約後VE方式によるVE提案を採用した後、約款第18条の条件変更

が生じた場合においても、これを変更しないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第4章 VE 審査会

(設置)

第17条 VE 提案の審査を行い、その他VE方式の試行に関し必要な事項を調査審議するため、VE 審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) VE 提案の審査に関すること。
- (2) 契約後VE方式によるVE 提案の採否に関すること。
- (3) その他VE方式の試行に関し必要な事項

(組織等)

第19条 審査会は、会長、副会長及び委員10名以内で組織する。

2 会長は、都市建設部長をもって充てる。

3 副会長は、環境水道部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 工事を所管する部等及び課等の長

(3) その他工事に関係する部等の課長の職（これと同等の職を含む。）にある者で会長が指定する者

5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、会長又は副会長及び委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 会長は、特に必要があると認めるときは、学識経験者に意見その他必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第21条 審査会の庶務は、工事を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(V E提案に係る技術の使用)

第23条 採用されたV E提案に係る施工方法その他の技術は、工業所有権その他の排他的権利の目的となるものを除き、それが一般的に使用される状態となった場合は、その後本市が発注する工事において、これを無償で使用することができるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月30日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日決裁)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月17日決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1（第5条関係）

（1）指名通知書

- ① 当該工事は、入札時VE方式の試行工事であり、施工方法等に関する標準的な内容として設計図書に示された標準案と異なる内容のVE提案を募集するものであること。
- ② VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出すること。この施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。
- ③ VE提案及び標準案に基づく施工計画の採否については、書面により通知すること。
- ④ VE提案が採用されたものは、当該VE提案に基づく入札を行い、それ以外の場合は、標準案に基づく入札を行うこと。
- ⑤ VE提案に関するヒヤリングを実施すること（VE提案に関するヒヤリングを開催する場合）。
- ⑥ その他必要な事項

（2）入札説明書

- ① （1）に掲げる事項
- ② VE提案に基づく施工計画の審査は、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を、また、標準案に基づく施工計画の審査は、施工の確実性、安全性等について評価すること。
- ③ VE提案を採用しない場合には、書面により通知する際にその理由を付すこと。また、VE提案が採用されなかった者は、VE提案を不採用とした理由について、市長に対して説明を求めることができること。
- ④ 採用されたVE提案に係る施工方法その他の技術は、工業所有権その他の排他的権利の目的となるものを除き、それが一般的に使用されている状態になった場合は、その後本市が発注する工事において、無償で使用できるものとする。
- ⑤ VE提案及び標準案に基づく施工計画を採用したことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではないこと。

別記第2（第12条関係）

〔指名通知書等に加える事項〕

指名通知書及び入札説明書に次の事項を加える。

○ 工事概要

本工事は、契約後VE方式の試行工事であり、契約締結後に工事材料、施工方法等に関する標準的な内容として設計図書に示された標準案と異なるVE提案を受け付けるものである。

○ その他

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、市長に提案することができる。提案が採用された場合は、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額を変更するものとする。詳細は特記仕様書による。

別記第3（第12条関係）

〔各務原市工事請負契約約款に加える条項〕

（設計図書の変更に係る乙の提案）

第19条の2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

別記第4（第12条関係）

〔特記仕様書に加える事項〕

1 定義

「VE提案」とは、各務原市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、乙が甲に行う提案をいう。

2 VE提案の範囲

(1) 乙がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わないものとする。

(2) 以下の提案はVE提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案

3 VE提案の提出

(1) 乙は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項を提案書に記載し、甲に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
- ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 過去3ヶ年以内の他工事での実績
- ⑤ VE提案が工業所有権その他の排他的権利を含むものである場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 甲は、必要と認める範囲において、提出されたVE提案に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。

(3) 乙は、前項のVE提案を契約を締結した日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手しようとする〇〇日前までに、甲に提出できるものとする。

（注）〇〇の部分には、原則として、「35」と記入する。

(4) VE提案の提出に要する費用は、乙の負担とする。

4 VE提案の採否等

(1) 甲は、VE提案の採否について、VE提案の受領後〇〇日以内に理由を付して、書面により乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聞き、その同意を得た上でこの期間を延長することができる。

（注）〇〇部分には、原則として、「14」と記入する。

- (2) 甲は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第19条の2の規定に基づいて行うものとする。
- (3) 甲は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (4) 前項の変更を行う場合においては、採用されたVE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (5) VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (6) 甲は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合の前記（4）のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

5 VE提案の取扱い

採用されたVE提案に係る施工方法その他の技術は、工業所有権その他の排他的権利の目的となるものを除き、それが一般的に使用される状態となった場合は、その後本市が発注する工事において、これを無償で使用することができるものとする。

6 責任の所在

甲がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。